

V. 事業者敷地等での荷卸し、荷解き後の積荷から疑わしいアリ類を発見した場合

<荷卸し、荷解き作業>

ヒアリ調査は絶対に素手で行わない!!

【注意区域】

- ① 海外からの積荷の荷卸し、開封時等に、可能な限りアリ類の有無を目視で確認
 ※検品作業員等へ周知(可能であれば検品項目に「アリ類等の有無」等を追加)



疑わしいアリ類を発見

関係事業者等

疑わしいアリ類の確認なし

※ 通常業務へ

専門家によりヒアリと確認

- ② 生きたアリ個体はエアゾール式殺虫剤等で殺虫

- ③ 殺虫したアリ類(死骸を含む)を同定用に採取

- ④ 発見現場・アリ類の写真(接写モード等)を撮影

- ⑦ 点検、調査等で殺虫したアリ類等はすべて採取し、県又は環境省へ提出し、同定を依頼

- ⑤ 発見したアリ類の簡易同定を実施
 ※肉眼で可 「3 同定方法」参照

ヒアリの疑いあり

- ⑧ 発見した積荷及びその周辺、搬入時の動線、同じ便の積荷について、再度、アリ類の有無を目視点検
 ※調査で、新たにアリ類等が発見したら②へ戻る

- ⑥ 関係機関へ連絡
 ・ヒアリ相談ダイヤル(環境省)
 ☎0570-046-110
 ・中国四国地方環境事務所
 ☎086-223-1561
 ・岡山県自然環境課
 ☎086-226-7310

発見したアリ類が

集団・コロニー等

1~2匹のみ

- ⑨ 発見場所周辺の立入りを制限

- ⑩ 県、市町村又は環境事務所と対応を協議
 a. 侵入経路、経由地等を特定
 b. 発見された積荷の移動制限及び確認調査
 c. 発見場所周辺の分布確認調査(粘着トラップ等)

- ⑮ ⑩の調査等で新たな発見がなければ制限は解除

ヒアリ確認後

- ⑬ 必要に応じ発見された積荷の移動制限を実施

⑩b. c. ヒアリ確認後

- ⑪ 関係機関と協議の上、積荷及び周辺の確認調査を実施(※「5 調査方法」参照)
 ※新たにアリ類等が発見したら②へ戻る

⑩b.

⑩a.

ヒアリ確認後

- ⑭ 運送業者等の協力を得て侵入経路等を特定し、関係者へ注意喚起

- ⑫ 調査に併せ、周辺にベイト剤を設置

<モニタリング調査等(1か月程度)>

- ⑯ 1週間~10日に1回程度の調査/ベイト剤設置

※新たに発見→②へ

V. 事業者敷地等での荷卸し、荷解き後の積荷から疑わしいアリ類を 発見した場合

【注意区域】

<マニュアル対象者>

・海外輸入品等取扱事業者（荷主）	・倉庫業者	・運送業者
------------------	-------	-------

<手順>

※ヒアリ調査は絶対に素手で行わない!!

①	海外からの積荷の荷卸し、開封時等に、可能な限りアリ類の有無を目視で確認する ・海外輸入品等を取り扱う事業所では積荷にヒアリが混入している可能性がある。 ・積荷の受け取り、開封、検品時にヒアリの有無についても念入りに確認する。 ・可能であれば、検品項目（チェックリスト等）に「アリ類等の有無」等を追加する。 ・点検時は緊急用にエアゾール式殺虫剤を携帯しておく。
②	生きたアリ個体はエアゾール式殺虫剤等で殺虫する ・目視できた個体はエアゾール式殺虫剤又は液剤によりすべて殺虫する。 ・周囲に生きた個体がないか十分確認し、逃げ出す前に殺虫処理する。
③	殺虫したアリ類（死骸を含む）を同定用に採取する ・「3 同定方法」のサンプル採取手順を参照
④	発見現場・アリ類の写真（接写モード等）を撮影する ・発見箇所が特定できるよう、現場写真を撮っておく。 ・アリ個体はデジカメの接写モード等で出来るだけピントを合わせて撮影する。 ・ヒアリの特徴である触角や2節（こぶ）の腹柄、背中トゲの有無等が分かるよう、様々な角度から撮影する。
⑤	発見したアリの簡易同定を実施する ・肉眼又はルーペ等で確認できる範囲で「疑わしい」かどうかを判別する。 ・「3 同定方法」のスクリーニング手順を参照
⑥	関係機関へ連絡する ・簡易同定でヒアリの疑いがある場合は、すぐに連絡する。
⑦	点検、調査等で殺虫したアリ類等はすべて採取し、県又は環境省へ提出し同定を依頼 ・死骸を潰さないよう集めて採取し、環境事務所等へ持ち込み同定を依頼する。 ・可能な限り、当初の発見個体及びその後の調査等での発見個体のすべてを採取する。
⑧	発見した積荷及びその周辺、搬入時の動線、同便の積荷について、再度、アリ類の有無を目視点検する ・ヒア리를発見した積荷及びその周辺、さらにはその積荷が搬入された経路、同時に搬入された他の積荷にもヒアリが生息している可能性があるため、念入りに点検する。 ・調査で新たにアリ類を発見した場合は②の手順へ戻る。
⑨	<発見したアリ類が集団またはコロニーの場合> 可能な限り発見場所周辺の立入りを制限する ・製品等に紛れたヒアリ生息の可能性があるので、拡散防止と人的被害防止のため、必要に応じて、発見場所周辺等の立入りを可能な範囲で制限する。 ・立入制限について、場内作業員等に速やかに周知する。
⑩	県、市町村又は環境事務所と対応を協議する ・迅速な防除措置と拡散防止のため、出来るだけ速やかに侵入経路の特定の必要がある。 ・現場状況に応じ、積荷等の移動制限の必要性、調査の段取り等を協議する。 ・ヒアリ拡散の有無を確認するため、発見場所周辺の分布確認調査をする必要がある。
⑪	関係機関と協議の上、積荷及び周辺の確認調査を実施する ・県、市町村又は環境事務所等の関係機関と協議の上、発見された積荷の再確認調査、粘着トラップ等による発見場所周辺の分布確認調査を実施する。 ・調査については、「5 調査方法」を参照 ・調査で新たにアリ類を発見した場合は②の手順へ戻る。
⑫	調査に併せて、周辺にベイト剤を設置する ・発見場所周辺の調査に併せて、ヒアリ拡散防止のため、ベイト剤を設置する。 ・ベイト剤設置については、「4 駆除方法」を参照 ・薬剤はホームセンター等で販売しているアリ用の据置き式毒餌でよい。
⑬	必要に応じ、発見された積荷の移動制限を実施する ・発見された積荷のヒアリの生息確認が終わるまで、必要に応じて移動を制限する。
⑭	運送業者等の協力を得て、侵入経路等を特定し、関係者へ注意喚起する ・特定された侵入経路による他の貨物等について、関係者に注意喚起する必要がある。 ・侵入経路の経由地で積荷等が一時的に留置された場所等の関係者等へも注意喚起する。
⑮	⑪の調査等で新たな発見がなければ制限は解除する ・⑪の調査等で新たにアリ類等の発見がなければ、⑨の発見場所周辺の立入制限や⑬の積荷の移動制限は解除する。（念のため、県、市町村又は環境事務所と協議のこと。）
⑯	<周辺モニタリング調査等（1か月程度）> 1週間～10日に1回程度の調査／ベイト剤設置 ・発見場所周辺でヒアリの生息調査を行う。（1週間程度を目安に1か月継続する） ・ヒアリ定着及び拡散防止のため、ベイト剤設置を2週間～1か月程度ごとに行う。